

令和2年度法務省委託 大型広報における人権に関するシンポジウムの  
採録記事企画・制作に関する留意事項

採録記事の企画・制作

下記シンポジウムの採録記事の企画、取材、制作及び掲載手続きを行う。

1 人権シンポジウム in 神戸 令和3年1月31日(日)

(1) 訴求対象

国民全般

(2) 掲載概要

採録記事＋法務省の人権擁護機関等の広報

ア 掲載時期等： 令和3年2月28日(日)～3月6日(土)

※ 全国紙等を想定

イ 採録記事： シンポジウムの内容について必要な取材を行い、取りまとめた特集記事(10段又は同等のスペース)

ウ 新聞広報： 人権相談窓口等の紹介を中心とした広報(5段又は同等のスペース)

※ 参考：人権相談

[http://www.moj.go.jp/JINKEN/index\\_soudan.html](http://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html)

令和2年度啓発活動強調事項

[http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04\\_00005.html](http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00005.html)

(参考)

平成30年度

媒体：朝日新聞(朝刊)

内容：鼎談記事、シンポジウム採録記事、全5段モノクロ、各1回

部数：6,258,582部

令和元年度

媒体：日本経済新聞朝刊(プラスワン)

内容：シンポジウム採録記事、全5段モノクロ、各2回

部数：5,998,288部

2 ハンセン病に関する「親と子のシンポジウム」福岡会場 令和3年2月23日(火・祝)

(1) 訴求対象

国民全般(特に小学校中学年から中学生及び高校生)

(2) 掲載概要

採録記事＋法務省の人権擁護機関等の広報

ア 掲載時期等： 令和3年3月18日(木)～3月21日(日)

※全国紙等及び中高生新聞等を想定

イ 採録記事： シンポジウムの内容について必要な取材を行い、取りまとめた特集記事(10段又は同等のスペース)

ウ 新聞広報： 人権アーカイブ・シリーズ「ハンセン病問題～過去からの証言、未来への提言～/家族で考えるハンセン病」の案内(掲載スペースの面積は自由)

※「ハンセン病問題～過去からの証言 未来への提言～」(56分)

参考：YouTube 法務省チャンネル <https://youtu.be/eRKCmf-kcSw>

※「家族で考えるハンセン病」(20分)

参考：YouTube 法務省チャンネル <https://youtu.be/37exbrNgw3Y>

(参考)

平成30年度 「ハンセン病に関する「親と子のシンポジウム」青森会場」※ 全国紙

- ① 媒体：読売 KODOMO 新聞  
内容：1 ページ広告／タブロイド版・全頁カラー  
部数：192,468 部
- ② 媒体：読売中高生新聞  
内容：1 ページ広告／タブロイド版・全頁カラー  
部数：72,613 部
- ③ 媒体：朝日小学生新聞  
内容：1 ページ広告／タブロイド版・5 段カラー  
部数：105,161 部
- ④ 媒体：毎日小学生新聞  
内容：1 ページ広告／タブロイド版・5 段カラー  
部数：99,000 部

令和元年度 「ハンセン病に関する「親と子のシンポジウム」静岡会場」※ 全国紙

- ① 媒体：読売 KODOMO 新聞  
内容：1 ページ広告／タブロイド版・全ページカラー  
部数：187,305 部
- ② 媒体：読売中高生新聞  
内容：1 ページ広告／タブロイド版・全ページカラー  
部数：93,551 部
- ③ 媒体：朝日小学生新聞  
内容：1 ページ広告／タブロイド版・5 段カラー  
部数：105,161 部
- ④ 媒体：毎日小学生新聞  
内容：1 ページ広告／タブロイド版・5 段カラー  
部数：99,000 部

令和元年度 「人権シンポジウム in 名古屋 ハンセン病に関するシンポジウム」※ 全国紙

- ① 媒体：毎日新聞（朝刊）  
内容：モノクロ 15 段広告  
部数：2,435,647 部

### 3 「法務省の人権擁護機関等の広報」作成に当たっての必須要素

#### (1) 人権相談窓口の広報

- ア みんなの人権 110 番（全国共通）0570-003-110（ゼロゼロみんなのひやくとおばん）
- イ 子どもの人権 110 番（全国共通・通話料無料）0120-007-110（ゼロゼロなのひやくとおばん）
- ウ 女性の人権ホットライン（全国共通）0570-070-810（ゼロナナゼロのハートライン）
- エ インターネット人権相談受付窓口  
\*パソコン <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>  
\*携帯電話 [http://www.moj.go.jp/k/SOUDAN/JINKEN/index\\_k15.html](http://www.moj.go.jp/k/SOUDAN/JINKEN/index_k15.html) を参照
- オ 外国人のための人権相談  
\*<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html>
- カ 子どもの人権 SOS ミニレター  
\* [http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03\\_00013.html](http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00013.html) 等を参照

#### (2) 法務省人権擁護局の SNS の周知

- ア Facebook <https://www.facebook.com/HumanRightsBureau.MOJ/>
- イ Twitter [https://mobile.twitter.com/MOJ\\_JINKEN](https://mobile.twitter.com/MOJ_JINKEN)
- ウ LINE @JINKEN01

(3) クレジット等

法務省人権擁護局及び全国人権擁護委員連合会の名称と、以下 URL を掲載すること。

- ア 法務省人権擁護局ウェブサイト <http://www.moj.go.jp/JINKEN>
- イ 人権啓発活動ネットワーク協議会ウェブサイト <http://www.moj.go.jp/jinkennet>
- ウ YouTube 法務省チャンネル <https://www.youtube.com/MOJchannel>
- エ YouTube 人権チャンネル <https://www.youtube.com/jinkenchannel>

(4) その他

広報スペースに余裕がある場合は、上記「(1)」から「(3)」以外の要素を付加した上での提案も可能。

例 人権ライブラリーのウェブサイト <http://www.jinken-library.jp>

- ※ 法務省の人権シンポジウムが掲載されるのにふさわしい媒体を選別すること。
- ※ 一人でも多くの国民が接触することができるような媒体を選択すること。
- ※ 掲載媒体については新聞、ウェブ等は問わない。
- ※ 採録記事については、受注者が、シンポジウムの取材（取材者の手配、写真撮影、録音及び反訳は必ず行うこと）、記事作成等必要な手配を行うこと。反訳については採録対象行事終了後、1週間以内に提出すること。
- ※ 原稿の確認に当たっては、事前に当センターに余裕をもって確認依頼をすること。確認依頼する際には記事のワードデータを提出し、記事で使用した部分がマーカーなどでわかるようにした反訳データを添付すること。
- ※ 各シンポジウムにおいての会場の様子を撮影し、写真画像データ（DVD-R、フラッシュメモリー等）を採録対象行事終了後3営業日以内に提出すること。
- ※ 本年度は、特設サイトの構築の想定は不要。
- ※ スペース等に余裕がある場合は、法務省の人権擁護機関等が実施する事業に関する情報や、人権ライブラリーウェブサイト（<http://www.jinken-library.jp>）情報を付加する等の工夫をすること。
- ※ 本採録記事の掲載媒体の選定に当たっては、過去の新聞掲載時の実績（発行部数）を参照の上、企画書中に閲覧者数の予想数値についても具体的に提示すること。